



第76期 定時株主総会招集ご通知

日時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 任天堂本社開発棟 7階会議室

  郵送およびインターネット等による議決権行使期限
平成28年6月28日(火曜日)午後5時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬等の額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34

任天堂株式会社

証券コード 7974

株主各位

(証券コード 7974)

平成28年6月7日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

任天堂株式会社

取締役社長 君島 達己

第76期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、本年4月の熊本県等で発生した地震により被災された株主の皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市南区東九条南松田町2番地1 任天堂本社開発棟 7階会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第76期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

議決権行使について



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(午前9時より受付を開始いたします。)
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成28年6月28日(火曜日)
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、
平成28年6月28日(火曜日)
午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は38頁をご確認ください。

- (1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください
ますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、
インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。
- (3) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとい
たします。

1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	(2) 連結計算書類の連結注記表
(3) 計算書類の株主資本等変動計算書	(4) 計算書類の個別注記表

 したがって、本添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト(<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
4. 株主総会当日にご出席願えない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日当社ウェブサイト(<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>)にて掲載する予定ですので、ご参照ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や、厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については、各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33%を配当金総額の基準として発行済株式の総数(期末時点で保有する自己株式数を除く)で除した金額」または「連結配当性向50%を基準とした金額」(いずれも10円未満を切り上げ)の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

この基本方針に基づきますと、当期の期末配当に係る1株当たりの年間配当金は100円となりますが、ここ数年の配当の実績と収支バランスの改善状況を踏まえ、株主の皆様への還元は、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金120円 総額14,415,518,760円

なお、中間配当金として1株につき30円お支払いしておりますので、

当期の年間配当金は1株当たり150円(連結配当性向109.2%)となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業活動の多様化に備えるため、当社の事業目的について追加および変更を行うものであります。
- (3) 業務執行体制の見直しに伴い、会社が定める役付取締役を「取締役会長」「取締役社長」および「取締役副社長」のみに変更するものであります。
- (4) その他、一部文言および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. トランプ類の製造販売	1. トランプ類の製造および販売
2. 娯楽用具、運動具、音響機器および乗物の製造販売	2. 娯楽用具、運動具、音響機器および乗物の製造および販売
3. 事務用機器および事務用品の製造販売	3. 事務用機器および事務用品の製造および販売
4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造販売	4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造および販売
5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売	5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売
6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売	6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売
7. ゲーム・映像・音楽等のコンテンツの制作および製造販売	7. ゲーム、映像および音楽等のコンテンツの制作、 <u>製造および販売</u>
8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発および製造販売	8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発、 <u>製造および販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p> <p>9. コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業</p> <p>10. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売</p> <p>11. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売</p> <p>12. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介</p> <p>13. 金融業および有価証券の売買</p> <p>14. 損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>15. レストラン、食堂、喫茶店、売店および娯楽場の経営および投資</p> <p>16. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業</p> <p>17. キャラクター商品の企画および製造販売</p> <p>18. 著作物の利用権、複製権の許諾</p> <p>19. 商標の使用権の許諾</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>20. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>9. <u>医療機器および健康機器の開発、製造および販売</u></p> <p>10. <u>コンピュータソフトウェアの開発、製造および販売</u></p> <p>11. <u>コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業</u></p> <p>12. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売</p> <p>13. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売</p> <p>14. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介</p> <p>15. 金融業および有価証券の売買</p> <p>16. 損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>17. 飲食店、売店および娯楽場の経営および投資</p> <p>18. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業</p> <p>19. キャラクター商品の企画、製造および販売</p> <p style="text-align: center;">(削除) (削除)</p> <p>20. 知的財産権の許諾</p> <p>21. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任者の任期満了の時までとする。</u> (新設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名および取締役副社長を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)
(新設)	第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規則) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(監査役の数) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	(削除)
<p>第42条～第47条 (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第38条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> 平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(9名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きみしま たつみ
君島 達己

再任

生年月日

昭和25年4月21日生

所有する当社株式の数

1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成14年 1月 Nintendo of America Inc.取締役(現在)
 平成14年 6月 当社取締役(現在)
 平成18年 5月 Nintendo of America Inc.取締役会長(CEO)
 平成25年 6月 常務取締役
 経営統括本部長兼総務本部長
 平成26年 6月 人事本部担当
 平成27年 9月 取締役社長(現在)
 代表取締役(現在)

候補者とした理由

海外子会社の経営や常務取締役としての実績に基づき、平成27年9月より取締役社長に就任し、スマートデバイス向けビジネス等の新たなプロジェクトに取り組むなど、経営の指揮を執っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たけだ げんよう
竹田 玄洋

再任

生年月日

昭和24年3月7日生

所有する当社株式の数

200株

| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年 7月 当社入社
平成12年 6月 取締役(現在)
平成14年 5月 専務取締役(現在)
代表取締役(現在)
平成25年 2月 統合開発本部長
平成27年 9月 技術フェロー(現在)

| 候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ハード開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みやもと しげる
宮本 茂

再任

生年月日

昭和27年11月16日生

所有する当社株式の数

100株

| 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4月 当社入社
平成12年 6月 取締役(現在)
情報開発本部長
平成14年 5月 専務取締役(現在)
代表取締役(現在)
平成27年 9月 クリエイティブフェロー(現在)

| 候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たかはし しんや
高橋 伸也

再任

生年月日

昭和38年11月9日生

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年 4月 当社入社
平成24年 7月 企画開発本部副本部長
平成25年 6月 取締役(現在)
企画開発本部長
平成26年 4月 開発応援本部担当
平成27年 9月 企画制作本部長(現在)
ビジネス開発本部・開発総務本部管掌(現在)

候補者とした理由

取締役として経験・実績を重ねるとともに、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

ふるかわ しゅんたろう
古川 俊太郎

新任

生年月日

昭和47年1月10日生

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 6年 4月 当社入社
平成24年 5月 株式会社ポケモン社外取締役(現在)
平成27年 7月 経営企画室長(現在)

候補者とした理由

海外子会社勤務や経理部、経営企画室等の企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、当社の企業価値向上に資すると判断して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員(3名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

のぐち なおき
野口 直樹

新任

生年月日

昭和29年2月8日生

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 6月 当社入社
平成22年 5月 企画開発管理部長
平成26年 3月 人事本部副本部長(現在)

候補者とした理由

開発・システム部門や人事部等の多様な部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。監査等委員として、内部監査部門等との連携や当社の監査・監督体制の強化に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みずたに なおき
水谷 直樹

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和25年12月22日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 弁護士登録
平成元年 5月 弁理士登録
平成元年 6月 水谷法律特許事務所開設
平成15年 6月 当社監査役
平成26年 6月 当社取締役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

水谷法律特許事務所 所長

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士・弁理士として企業法務の実務に長年携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みたむら よしみ
三田村 善生

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和23年11月27日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和43年 4月 大蔵事務官任官
平成12年 7月 大阪国税局宮津税務署長
平成16年 7月 大阪国税局葛城税務署長
平成19年 7月 大阪国税局課税第一部長
平成20年 8月 税理士登録
平成20年 9月 三田村善生税理士事務所開設
平成24年 6月 当社監査役(現在)

〈重要な兼職の状況〉

三田村善生税理士事務所 所長

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長等を歴任し、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

うめやま かつひろ
梅山 克啓

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和40年7月29日生

所有する当社株式の数

0株

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成6年3月 公認会計士登録
 平成11年7月 梅山公認会計士事務所開設
 平成11年8月 税理士登録
 平成11年10月 梅山税理士事務所(現梅山税理士法人)開設
 平成17年11月 株式会社クラウドディア社外監査役
 平成21年7月 梅山税理士法人代表社員(現在)
 平成24年4月 滋賀医科大学監事(非常勤)(現在)
 平成24年6月 当社監査役(現在)
 平成27年11月 株式会社クラウドディア社外取締役(監査等委員)(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

梅山公認会計士事務所 所長
 梅山税理士法人 代表社員
 株式会社クラウドディア 社外取締役(監査等委員)
 滋賀医科大学監事(非常勤)

Ⅰ 候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 水谷直樹氏、三田村善生氏および梅山克啓氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
 - 水谷直樹氏は、過去、当社の社外監査役でありました。また同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 - 三田村善生氏および梅山克啓氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
 - 当社は、水谷直樹氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、三田村善生氏および梅山克啓氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当社は両氏と当該契約を改めて締結する予定であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第67期定時株主総会において、年額5億円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、時宜を得た取締役会の適正規模の確保および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5億円以内の固定報酬枠と、当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただきたいと存じます。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の状況は、ニンテンドー3DSでは、全世界で発売した『どうぶつの森 ハッピーホームデザイナー』が304万本、『ポケモン超不思議のダンジョン』が122万本のヒットを記録したほか、サードパーティのヒットタイトルも複数ありましたが、前期のように『ポケットモンスター オメガルビー・アルファサファイア』や『大乱闘スマッシュブラザーズ for Nintendo 3DS』といったプラットフォーム全体を活性化させる大型タイトルがなかったことなどにより、ハードウェアの販売台数は679万台、ソフトウェアの販売本数は4,852万本となりました。

Wii Uでは、『Splatoon(スプラトゥーン)』と『スーパーマリオメーカー』がそれぞれ427万本、352万本を販売する大ヒットとなり、プラットフォームの活性化に貢献しました。また、3月に全世界で発売した『ゼルダの伝説 トワイライトプリンセスHD』も好調な滑り出しとなり、ハードウェアの販売台数は326万台、ソフトウェアの

販売本数は2,736万本となりました。

上記に加え、amiibo(アミーボ)の販売は勢いが衰えることなく、フィギュア型が約2,470万本、カード型が約2,890万枚の販売となり全世界において好調に推移したほか、ニンテンドー3DSやWii Uのゲームの追加コンテンツなどの販売(ダウンロード売上高合計では439億円)が伸びました。また、3月に国内外において、当社初のスマートデバイス向けアプリ『MiiTomato(ミートモ)』の配信を開始し、順調なスタートを切りました。

これらの状況により、売上高は5,044億円(前期比8.2%減、うち、海外売上高3,689億円、海外売上高比率73.1%)、営業利益は328億円(前期比32.7%増)となりました。また、主として外貨建資産の期末評価において円高による為替差損が183億円発生した結果、経常利益は287億円(前期比59.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は165億円(前期比60.6%減)となりました。

(2) 資金調達および設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社グループ全体で104億14百万円の設備投資を

実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、これまで、「世の中の人々を、商品やサービスを通じて笑顔にしていく」という信念のもと、年齢・性別・過去のゲーム経験を問わず、誰もが楽しめる商品を提案することで「ゲーム人口を拡大する」ことを基本戦略としてきましたが、これからは、さらに一歩前進して、「任天堂IP(知的財産)に触れる人口を拡大する」ことに注力してまいります。現在当社のゲーム機で楽しんでおられる方はもちろん、過去に楽しんでおられた方やこれまで遊んだことがない方など、すべてのお客様に多方面から任天堂IPをアピールしてまいります。

ニンテンドー3DSについては、シリーズ第一作の発売から20年を迎え、世界累計販売本数が2億本を突破した「ポケットモンスター」シリーズの最新作である『ポケットモンスター サン・ムーン』を本年冬に世界で発売することを予定しております。また、『星のカービィ ロボボプラネット』や『メトロイドプライム フェデレーションフォース』など数多くの自社タイトルを発売いたします。サードパーティからも複数の有力タイトルの発売が予定されており、このような大型タイトルによってプラットフォームを再び活性化させることで、女性やお子様を含む世界中のより幅広い層のお客様に遊んでいただくことを目指してまいります。

ビデオゲーム専用機ビジネスにおいては、現在開発中の新しいコンセプトのゲーム機「NX(開発コード名)」を来年3月に国内外で発売することを予定しており、これまでどおり、ソフトウェア主導でハード・ソフト一体型の

ユニークなビジネスを経営の中核にまいります。

amiiboについては、ラインアップの充実を図り、amiiboを使った新しいゲーム体験を提案していくことでさらなる販売拡大を目指してまいります。ダウンロードビジネスについては、今後もソフトそれぞれの特徴を活かした魅力ある追加コンテンツを提供し、ソフトの稼働率の維持と話題性の継続につなげてまいります。

また、多くのお客様に任天堂IPに触れていただくため、新たにスマートデバイス向けのゲームビジネスを展開しており、『Miitomo』に続くスマートデバイス向けアプリを継続して投入することで収益の柱となるよう育ててまいります。さらに、新しい会員サービス「My Nintendo(マイニンテンドー)」を充実させることにより、お客様とのつながりを継続的に強めていくことで、スマートデバイスビジネスとゲーム専用機ビジネスとの相乗効果を狙い、当社ビジネス全体の最大化を目指してまいります。

その他にも、任天堂IPを活用した取り組みとして、ゲームの枠を超え、テーマパークでのキャラクターを使ったアトラクション、映像コンテンツ、キャラクターグッズなどを展開し、お客様の日常的な生活空間の中で任天堂IPを目にする機会を増やすよう努力してまいります。

時代に合わせて柔軟に自らを変化させ、「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切にし、お客様に良い意味で驚いていただける商品やサービ

事業報告

スを提供してまいります。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、

今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第73期 平成25年3月期	第74期 平成26年3月期	第75期 平成27年3月期	第76期 平成28年3月期 (当連結会計年度)
売上高	635,422	571,726	549,780	504,459
営業利益又は営業損失(△)	△36,410	△46,425	24,770	32,881
経常利益	10,482	6,086	70,530	28,790
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	7,099	△23,222	41,843	16,505
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	55円52銭	△183円59銭	353円49銭	137円40銭
総資産	1,447,878	1,306,410	1,352,944	1,296,902
純資産	1,227,520	1,118,438	1,167,556	1,160,901
自己資本比率	84.8%	85.6%	86.3%	89.5%
1株当たり純資産額	9,598円22銭	9,447円00銭	9,862円52銭	9,662円73銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe GmbH	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、スマートデバイス向けのゲームビジネスも展開しております。主な製品は次のとおりであります。

- ニンテンドー3DS、Wii U、amiibo
- トランプ・かるた

(7) 主要な拠点

当 社：本社（京都）、東京支店、大阪支店、宇治工場（京都）

子会社：Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe GmbH（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,064名	56名減

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、執行役員制度の導入を決議いたしました。本制度につきましては、監査等委員会設置会社への移行に合わせて導入いたします。

(注) 監査等委員会設置会社への移行は、平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認されることを条件としております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 141,669,000株 (自己株式 21,539,677株を含む。)
 (3) 株主数 45,327名
 (4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	170,027	14.15
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	141,717	11.80
(株)京都銀行	58,802	4.89
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	47,647	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	42,852	3.57
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	30,955	2.58
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	17,618	1.47
(株)ディー・エヌ・エー	17,594	1.46
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	16,457	1.37
MSCO CUSTOMER SECURITIES	13,425	1.12

- (注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
 2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	君島達己		
専務取締役 (代表取締役)	竹田玄洋	技術フェロー	
専務取締役 (代表取締役)	宮本茂	クリエイティブフェロー	
取締役	高橋成行	管理本部長 総務本部管掌、 品質保証部担当	
取締役	大和聡	営業本部長 企画部担当	
取締役	田中晋	業務本部長	
取締役	高橋伸也	企画制作本部長 ビジネス開発本部・ 開発総務本部管掌	
取締役	進士仁一	製造本部長	
取締役	水谷直樹		水谷法律特許事務所 所長 東京工業大学大学院客員教授
常勤監査役	植田実		
常勤監査役	豊田憲		
監査役	三田村善生		三田村善生税理士事務所 所長
監査役	梅山克啓		梅山公認会計士事務所 所長 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウディア 社外取締役(監査等委員) 滋賀医科大学監事(非常勤)

- (注) 1. 水谷直樹氏は、社外取締役であります。
 2. 三田村善生氏および梅山克啓氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 水谷直樹氏、監査役 三田村善生氏および梅山克啓氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 監査役 植田氏は、長年にわたり当社経理部等で経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 三田村善生氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

事業報告

6. 監査役 梅山克啓氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 水谷直樹氏、監査役 三田村善生氏および梅山克啓氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
8. 平成27年7月11日付で、岩田聡氏は逝去により取締役を退任いたしました。なお、同氏は取締役社長(代表取締役)であり、Nintendo of America Inc. 取締役会長(CEO)を兼職しておりました。
9. 平成27年9月16日付で、以下のとおり地位および担当を変更いたしました。

氏名	地位および担当	
	変更前	変更後
君 島 達 己	常務取締役 経営統括本部長兼総務本部長 人事部担当	取締役社長(代表取締役)
竹 田 玄 洋	専務取締役(代表取締役) 統合開発本部長	専務取締役(代表取締役) 技術フェロー
宮 本 茂	専務取締役(代表取締役) 情報開発本部長	専務取締役(代表取締役) クリエイティブフェロー
高 橋 成 行	取締役 管理本部長	取締役 管理本部長 総務本部管掌、品質保証部担当
大 和 聡	取締役 営業本部長	取締役 営業本部長 企画部担当
高 橋 伸 也	取締役 企画開発本部長 開発応援本部担当	取締役 企画制作本部長 ビジネス開発本部・開発総務本部管掌

10. 監査役 梅山克啓氏は、平成27年11月25日付で株式会社クラウドディアの社外監査役を退任し、同社社外取締役(監査等委員)に就任いたしました。
11. 取締役 水谷直樹氏は、東京工業大学大学院客員教授でありましたが、平成28年3月31日付で退任いたしました。
12. 平成28年4月30日付で、豊田憲氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 水谷直樹氏、社外監査役 三田村善生氏および梅山克啓氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役および監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動型の変動報酬によって構成しております。固定報酬は各取締役の役職・役割に応じて取締役会が決定し、変動報酬は連結営業利益を指標とし、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出しております。なお、社外取締役については、変動報酬はありません。

監査役の報酬は、監査役の協議により、監査役が企業業績に左右されない独立の立場にあることを考慮し、固定報酬のみで構成しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	310百万円
監査役	4名	75百万円
(上記のうち社外役員)	3名	23百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第67期定時株主総会において、年額500百万円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分して決議いただいております。なお、当該事業年度に係る業績連動給与は52百万円で、上記取締役の報酬等の額に含まれております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与(賞与含む。)は含まれておりません。

3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第66期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	水 谷 直 樹	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士・弁理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	三 田 村 善 生	当期開催の取締役会13回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	梅 山 克 啓	当期開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

京都監査法人 82百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

京都監査法人 116百万円

(注) 当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当事業年度の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、CSR(企業の社会的責任)に関する助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社においては、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・プログラム（法務リスク管理方針）を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。このほか、不正行為の早期の発見および是正を図るため、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を設置しています。

また、監査役による定期的な監査のほか、社長直轄の内部監査室が内部監査を通じて、各部門の内部統制の運営および財務報告プロセスが適切かつ有効であるかを定期的に評価するとともに、改善等の施策を提案・助言しています。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むこととし、社内に対応統括部署を設け、会社全体として対応する体制としています。また、有事に備えて、平時より、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存および管理する体制としています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としています。また、内部監査室が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。さらに、コンプライアンス委員会のもと、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。このほか、製品安全委員会等を設け、製品の安全性を保証し、製品事故発生の防止と、万一、発生した時には速やかな対応を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、役付取締役全員で構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。

また、取締役会および経営会議の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌

および責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制を取っています。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における業務の適正を確保することにより、当社グループ全体での業務の適正の確保を推進する体制としています。

子会社におけるリスクの管理と業務の効率的な遂行等を図るため、当社においては、子会社を適用対象とした社内規程を制定しています。当該規程に基づき、当社主管部門が、それぞれ担当する各子会社から必要に応じて情報等の提供を受けて経営状況等の把握・管理を行うとともに、各子会社における重要な事項については当社の事前承認を要することとしています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人による監査のほか、当社の監査役による監査も必要に応じて行っています。当社の内部監査室も適宜子会社について内部監査を行い、内部統制に関する指導または協力を行っています。主要な子会社には内部監査部門を設置し、当社関係部門の協力のもと、各社の規模や各地域の法制等の実情に従った内部統制システムの構築を推進しています。

当社グループ全体のコンプライアンスの強化・推進を図るため、当社は、各子会社に対して必要に応じてコンプライアンスに関する指導または協力を行うほか、主要な子会社には、当社に直接通報を行うことのできる内部通報制度を設置しています。ま

た、当社と主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスのもと、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行っています。

⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社においては、監査役の業務の支援、補助を専任の組織として監査役室を設置しています。

また、監査役室の使用人は、監査役の同意に基づき専属として選任され、監査役の指示のもと監査に関する業務を処理しています。

- ・当社の監査役への報告に関する体制

当社の社長は、当社の監査役と定期的な会議を行うほか、適時に監査役に対して法定事項を報告するようにしています。また、当社の内部監査室は、内部監査の報告書を当社の監査役に提出し、さらに当社の取締役等は、子会社の取締役等から報告を受けた事項、その他当社および子会社に係る業務執行に関する事項を必要に応じて当社の監査役に報告しています。

また、当社の監査役への報告者に対して、不利益な取扱いを行うことはありません。

- ・その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加することを通じて監査が実効的に行われることを確保するとともに、その職務の執行に関して費用の請求をした場合は、法令に則り、社内規程に基づき処理しています。

⑦財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に実施しています。また、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要な改善策を実施しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および各本部長を主たる構成員とするコンプライアンス委員会が策定したコンプライアンスに関する活動計画に基づき、社内研修の実施や各部門に設置されたコンプライアンス担当責任者による担当部門のモニタリング等により、法令等の遵守を確保しています。

損失の危険(リスク)の管理については、内部監査室が各部門で実施しているリスクの管理状況を

モニタリングするとともに、残存するリスクを可能な限り定量化することで、各部門におけるリスク管理体制の改善等を図るための施策の提案や助言を行っています。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、ならびに当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議における決議および報告事項の取扱いの基準を定めた「取締役会規則」や「経営会議規則」に基づき、取締役会および経営会議を運営するほか、取締役会付議事項を事前に経営会議において審議することで、効率的かつ適正な取締役の職務執行を行っています。また、業務執行を担当する各取締役については委嘱範囲や担当部門を指定し、その役割と責任を明確にしています。

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務執行に関する情報は、関係法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切な保存および管理を行っています。

③企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社の主管部門が経営状況等の把握および管理を行うほか、当社の事前承認を要する事項については、定められた決裁基準により決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人および監査役が往査を含む監査を実施するほか、内部監査室が適宜内部監査を実施し、必要に応じて、内部統制やリスク管理について指導および助言を行っています。

当社のコンプライアンス担当部門は、主要な海外子会社のコンプライアンス責任者と定期的に会議を開催し、コンプライアンスに関する各子会社の取り組み状況の確認と各地の法規制や今後の課題等についての意見交換を行っています。

④当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議にも適宜出席することで、取締役および使用人から必要な報告を受けています。また、社外監査役を含めた監査役と取締役社長との間で四半期毎に会議を開催し情報交換を行うほか、監査業務において必要と判断した場合には内部監査室とも連携し、同室が実施する内部監査等に関する報告を聴取しています。

(3) 株式会社への支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得

を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取り組みはあらかじめ定められてはおりませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しております。また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価および買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否および内容を決定し、実行する体制を整えます。

なお、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましては、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続してまいります。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,021,135
現金及び預金	570,448
受取手形及び売掛金	38,731
有価証券	338,892
たな卸資産	40,433
繰延税金資産	6,597
その他	26,401
貸倒引当金	△369
固定資産	275,766
有形固定資産	87,752
建物及び構築物	39,977
機械装置及び運搬具	1,120
工具、器具及び備品	3,791
土地	42,553
建設仮勘定	309
無形固定資産	9,977
ソフトウェア	9,408
その他	568
投資その他の資産	178,037
投資有価証券	125,774
繰延税金資産	32,195
退職給付に係る資産	7,092
その他	12,974
貸倒引当金	△0
資産合計	1,296,902

科目	金額
負債の部	
流動負債	98,437
支払手形及び買掛金	31,857
未払法人税等	1,878
賞与引当金	2,294
その他	62,407
固定負債	37,563
退職給付に係る負債	23,546
その他	14,017
負債合計	136,001
純資産の部	
株主資本	1,174,118
資本金	10,065
資本剰余金	13,256
利益剰余金	1,401,359
自己株式	△250,563
その他の包括利益累計額	△13,341
その他有価証券評価差額金	11,909
為替換算調整勘定	△25,250
非支配株主持分	124
純資産合計	1,160,901
負債純資産合計	1,296,902

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		504,459
売上原価		283,494
売上総利益		220,965
販売費及び一般管理費		188,083
営業利益		32,881
営業外収益		
受取利息	4,693	
有価証券償還益	6,801	
持分法による投資利益	1,887	
その他	1,168	14,550
営業外費用		
売上割引	106	
為替差損	18,356	
その他	178	18,641
経常利益		28,790
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	398	407
特別損失		
固定資産処分損	351	
事業再編損	1,130	1,482
税金等調整前当期純利益		27,715
法人税、住民税及び事業税	2,482	
法人税等調整額	8,714	11,197
当期純利益		16,518
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		16,505

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	749,594
現金及び預金	442,492
受取手形及び売掛金	39,291
有価証券	225,290
たな卸資産	5,734
繰延税金資産	15,248
その他	21,537
貸倒引当金	△0
固定資産	213,317
有形固定資産	64,337
建物	23,988
工具、器具及び備品	1,807
土地	36,973
建設仮勘定	306
その他	1,262
無形固定資産	484
ソフトウェア	403
その他	81
投資その他の資産	148,494
投資有価証券	70,918
関係会社株式	26,753
関係会社出資金	10,419
繰延税金資産	30,322
その他	10,180
貸倒引当金	△100
資産合計	962,911

科目	金額
負債の部	
流動負債	73,326
支払手形及び買掛金	28,392
未払金	12,786
未払法人税等	41
前受金	3,948
賞与引当金	2,202
その他	25,954
固定負債	8,380
退職給付引当金	5,589
その他	2,791
負債合計	81,707
純資産の部	
株主資本	869,367
資本金	10,065
資本剰余金	13,256
資本準備金	11,584
その他資本剰余金	1,672
利益剰余金	1,096,608
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	1,094,092
固定資産圧縮積立金	30
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	234,061
自己株式	△250,563
評価・換算差額等	11,836
その他有価証券評価差額金	11,836
純資産合計	881,203
負債純資産合計	962,911

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		379,992
売上原価		251,061
売上総利益		128,930
販売費及び一般管理費		109,299
営業利益		19,630
営業外収益		
受取利息	2,370	
有価証券利息	1,140	
有価証券償還益	6,801	
その他	1,215	11,528
営業外費用		
売上割引	121	
為替差損	20,166	
その他	39	20,328
経常利益		10,831
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	398	400
特別損失		
固定資産処分損	178	
関係会社株式評価損	241	420
税引前当期純利益		10,811
法人税、住民税及び事業税	△186	
法人税等調整額	6,480	6,294
当期純利益		4,516

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

任天堂株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 (印)

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

任天堂株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 (印)

指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意志疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

任天堂株式会社 監査役会

常勤監査役 植田 実 (印)

監査役 三田村 善生 (印)

監査役 梅山 克啓 (印)

(注) 監査役 三田村善生及び梅山克啓は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使につきましては、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使期限
平成28年6月28日(火曜日)
午後5時まで

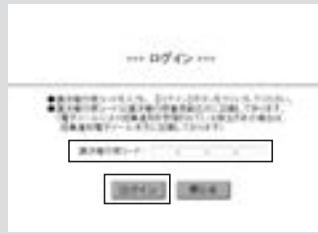


議決権行使サイト <http://www.web54.net>

アクセス手順 以下はパソコンの画面を表示しております。



議決権行使ウェブサイトへアクセス
 「次へすすむ」をクリック



ログインする
 お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



パスワードの入力
 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
 賛否をご入力ください

議決権行使のお取り扱いについて

- 1 | インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。
- 2 | 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
- 3 | インターネットにより複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- 4 | 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる
 議決権行使に関する
 お問い合わせ

三井住友信託銀行
 証券代行ウェブサポート
 専用ダイヤル
フリーダイヤル
0120(652)031
 受付時間 午前9時～午後9時

〔機関投資家の皆様へ〕

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

任天堂本社開発棟 7階会議室

〒601-8502 京都市南区東九条南松田町2番地1

■受付は午前9時より開始いたします。

開催場所は任天堂株式会社「本社開発棟」ですので、お間違いのないようにご注意ください。



交通のご案内

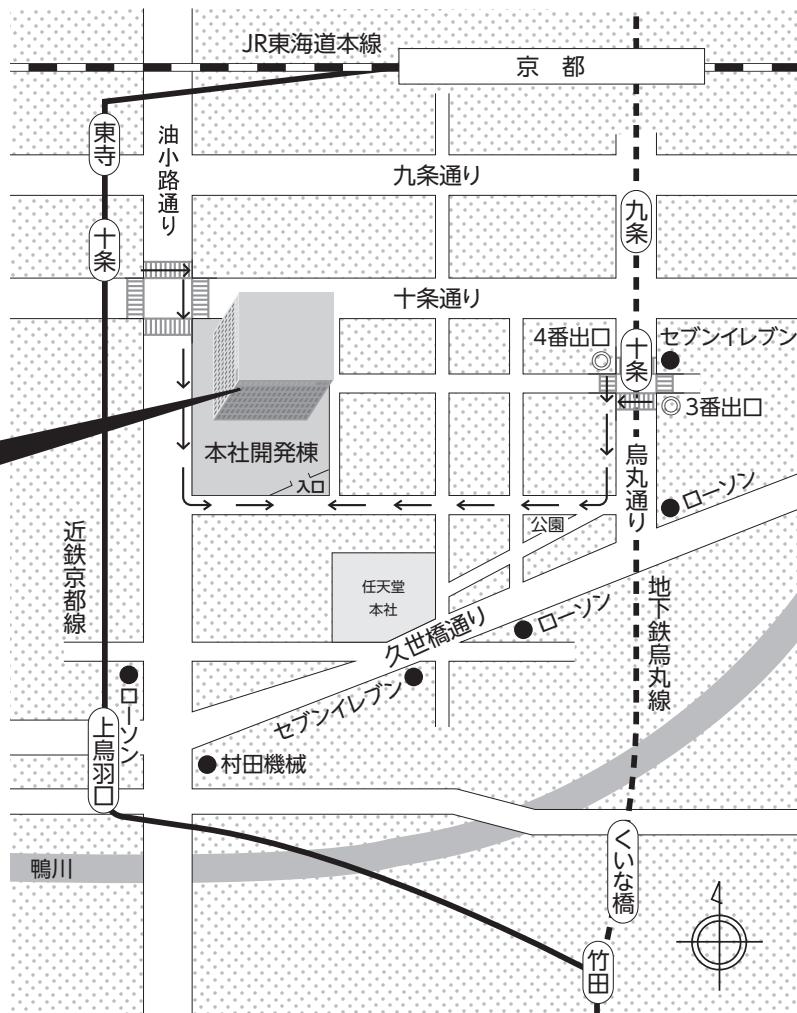
■京都市営地下鉄烏丸線

「十条駅」出口3・4番より徒歩約8分

■近鉄京都線

「十条駅」出口より徒歩約8分

※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮ください。



任天堂株式会社

<https://www.nintendo.co.jp/>

